**17　日本国憲法と基本原理**

**１　明治憲法の特色**

1．**憲法**…国民の権利や国の責務，のしくみなどを定めた国の基本法（**最高法規**）。国民の権利・自由を守るために，国家権力の制限を目的として制定

・①　　**立憲主義**　　…憲法に基づいて国の政治を行うという考え方

2．**大日本帝国憲法（明治憲法）（1889年，1890年施行）**…日本初の①に基づく憲法（外見的立憲主義）。天皇によって制定された②　　**欽定憲法**

・**基本原理**…③　　**天皇主権**　　。天皇は国の元首として統治権を。幅広い④　　**天皇大権**　　（⑤　　**統帥権**　　**の独立**など）

・｢⑥　　**臣民**　　**の権利**」…人々の権利や自由は天皇がとして与えたもの

→**法律で制限可能**（⑦　　**法律の留保**　　）…⑧　　**治安維持法**　　などで制限

**２　日本国憲法の制定**

・**日本の（1945年8月）**…⑨　　**ポツダム宣言**　　を受け入れる

→⑩　　**連合国軍総司令部**　（**GHQ**）**最高司令官マッカーサー**…憲法改正を

→憲法の改正作業に着手し，⑪　　**松本案**　　を提出するが拒否される

→**マッカーサー草案**をもとに帝国憲法改正案を議会に提出（一部修正を行う）

→**日本国憲法の成立**…1946年11月3日公布，1947年5月3日施行

**３　日本国憲法の基本原理**

1．⑫　　**国民主権**　　…前文で宣言，第1条で明記→**議会制民主主義**の採用

2．⑬　　**基本的人権**　　**の尊重**…「すことのできない永久の権利」と規定

3．⑭　　**平和主義**　　…**戦争の・戦力の不保持・交戦権の否認**（第9条）

♣**天皇の地位と役割**…⑮　　**象徴天皇制**　　＝天皇は日本国および日本国民統合の象徴。内閣の助言と承認のもと，憲法で定めた⑯　　**国事行為**　　のみを行う

**４　憲法の平和主義**

1．**前文**…⑭の理念をげる。**平和的生存権**を確認し，国際協調主義の立場も宣言

2．**第9条**…前文の理念を具体化→戦争の放棄，戦力の不保持，交戦権の否認

♣**自衛権**（⑰　 **個別的** 　**自衛権と集団的自衛権**）…外国からの急迫不正な侵害に対し，自国防衛のために必要な実力を行使する権利。憲法に否定する規定はない

**５　憲法と自衛隊**

1．**第二次世界大戦後**…東西対立（冷戦）の激化→朝鮮戦争勃発（1950年）

→GHQの**警察予備隊**創設指令→**保安隊**に→⑱　　**自衛隊**　創設（1954年）

・**最高裁判所**…⑱が憲法違反かどうかについての憲法判断を下したことはない

2．⑱**に関する裁判**…**事件，長沼ナイキ基地，基地訴訟**など

step　**政府は憲法第9条の「戦力の不保持」に関して，**⑱**をどう説明しているか。**

⑲　　**自衛隊は「自衛のための必要最小限度の実力」であり，第9条で保持を禁止している「戦力」にあたらない。**

**SUPPORT**

②君主により制定された憲法。日本国憲法は，国民の代表により制定された**憲法**である。

④天皇が帝国議会の参与なしに行う権限。

⑤軍を指揮・命令する権限。

⑥君主が支配する国民。

⑧1925年の男性**普通選挙制度**の実現と同時に制定。自由や権利への規制が強まった。

⑨米・英・中が日本に降伏を求めた文書。

⑩日本で占領政策を実施した連合国軍の機関。

⑪憲法問題調査委員会の委員長名よりとられた。明治憲法と大差のない内容であった。

⑫国の政治のあり方を最終的に決定する権限を国民全体がもつこと。

⑰自国への武力攻撃に対して単独で反撃する権利。

⑱警察予備隊は1950年，保安隊は1952年創設。

⑲憲法第9条が保持を禁止しているのは,「戦力」である。

**NOTE**

**1　明治憲法の特色**

・大日本帝国憲法は，立憲主義に基づく近代憲法の形式を整えているが，内容面で前近代的性格が見られる（外見的立憲主義）。

**2　日本国憲法の制定**

・1945年に選挙制度が変更され，翌年の衆議院議員選挙は男女普通選挙により実施された。第90帝国議会（制憲議会）では，国民主権の明確化や普通選挙の保障，生存権の規定といった重要な条文の追加などの修正がなされた。つまり，日本国憲法は国民の代表である議会によって制定されたので，民定憲法である。

**3　日本国憲法の基本原理**

・天皇は，日本国・日本国民統合の象徴（象徴天皇制）であり，国政に関する権能はない。内閣の助言と承認のもとに，憲法（第6・7条）で定められた国事行為のみを行う。

・基本的人権の尊重は「侵すことのできない永久の権利」（第11・97条）であり，「法律の留保」もない。さらに，社会権も追加されている。

・日本国憲法は，前文で国際平和への強い決意を示し，それを第9条で具体化した。

**4　憲法の平和主義**

・憲法第9条1項では戦争の放棄を定めている。国際法上の戦争だけでなく，武力威嚇・武力行使などの事実上の戦争も，「国際紛争を解決する手段としては」放棄したことになる。また，「国権の発動たる戦争」とは，宣戦布告をして行う国家間の武力闘争をいう。

**5　憲法と自衛隊**

・憲法には自衛権を否定する規定はない。憲法の趣旨から，日本が行使できるのは個別的自衛権だけであると解釈されてきたが，2015年に，集団的自衛権の限定的な行使容認を含む集団安全保障法が成立した。

**TRY**

□➊憲法に基づいて国の政治を行うという考え方を何というか。

□➋緊急など，天皇が帝国議会の参与なしに行う権限を何というか。

□➌天皇が軍を指揮する権限は内閣も関与できなかったが，それを何というか。

□❹天皇が恩恵として与えた明治憲法下の権利を何というか。

□➎明治憲法の権利や自由は法律で制限が可能であったが，それを何というか。

□❻日本国憲法の基本原理を三つすべて答えよ。

□❼内閣の助言と承認のもと，天皇が行う憲法で定めた行為を何というか。

□❽憲法第9条で規定しているのは，戦争の放棄と戦力の不保持と何か。

□❾自国への武力攻撃に対して単独で反撃する権利は何か。

□❿1950年の朝鮮戦争勃発を契機に創設された，自衛隊の前身の組織は何か。

➊立憲主義

➋天皇大権

➌統帥権の独立

❹臣民の権利

➎法律の留保

❻国民主権・基本的人権の尊重・平和主義

❼国事行為

❽交戦権の否認

❾個別的自衛権

❿警察予備隊